

技術評価報告書

申込者： JFE 条鋼株式会社 代表取締役社長 渡辺 敦
東京都港区新橋五丁目 11 番 3 号

北豊鋼材株式会社 代表取締役 児玉 宣彦
札幌市西区発寒 10 条 13 丁目 1-1

技術名称： リバーボン 785 溶接せん断補強筋

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2022年6月24日付けの技術評価書(SABTEC 評価 22-01)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2022年6月24日

一般社団法人
建築構造技術支援機構

代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田 敏行	近畿大学	名誉教授
副委員長	田才 晃	横浜国立大学	名誉教授
委員	岸本 一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	田中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
〃	勅使川原正臣	中部大学工学部建築学科	教授
〃	都祭 弘幸	福山大学工学部建築学科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授



技術評価書

申込者： JFE 条鋼株式会社 代表取締役社長 渡辺 敦
東京都港区新橋五丁目 11 番 3 号

北豊鋼材株式会社 代表取締役 児玉 宣彦
札幌市西区発寒 10 条 13 丁目 1-1

技術名称： リバーボン 785 溶接せん断補強筋

技術概要： リバーボン 785 溶接せん断補強筋は、JFE テクノワイヤ(株)が製造する大臣認定取得の高強度鉄筋リバーボン 785 を用いた鉄筋コンクリート造柱、梁に配置される 785N/mm² 級高強度せん断補強筋であり、溶接閉鎖型、フック形式およびキャップタイ形式として用いられ、2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書に示された建設省告示第 1463 号(平成 12 年 5 月 31 日)に基づく「鉄筋の溶接継手性能判定基準」による A 級継手性能を有するとしている。
今回の技術評価では、リバーボン 785 溶接せん断補強筋の製造工場を JFE 条鋼第 4 工場から第 2 工場への移設に伴い、2021 年度に移設された溶接機 No. 1 を用いて製造された呼び名 K13 について行われている。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2022 年 6 月 24 日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏行

記

評価方法： 申込者提出の下記資料を基に、技術評価を行った。
リバーボン 785 標準製造要領書、溶接試験説明資料および関連資料
これらの資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。

評価内容： リバーボン 785 溶接せん断補強筋は、2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書に示された建設省告示第 1463 号(平成 12 年 5 月 31 日)に基づく「鉄筋の溶接継手性能判定基準」による A 級継手と同等の性能を有すると判断される。

技術評価内容

申込者

JFE 条鋼株式会社 代表取締役社長 渡辺 敦
東京都港区新橋五丁目11番3号

北豊鋼材株式会社 代表取締役 児玉 宣彦
札幌市西区発寒10条13丁目1-1

技術名称

リバーボン 785 溶接せん断補強筋

適用範囲

- (1) 素材鉄筋 JFE テクノワイヤ(株)製 高強度鉄筋リバーボン 785
呼び名 : K13
- (2) 溶接方式 アップセット溶接
- (3) 製造工場 JFE 条鋼(株) 豊平製造所、第2工場
- (4) 溶接機 (株)白山製作所製 BWS-16A1

技術評価に際して行われた試験

リバーボン 785 溶接せん断補強筋の妥当性は、JFE 条鋼(株) 豊平製造所、第2工場で製造した溶接試験片 125 本の検知試験結果、ならびに、下記の 1), 2) の試験結果によって確認している。

- 1) ①基本確認試験、②特殊条件確認試験、③溶接部硬さ測定、④溶接部マクロ組織観察
- 2) 「鉄筋の溶接継手性能判定基準」に定められた一方向繰返し試験および溶接部曲げ試験

技術評価の主な審議事項

技術評価の主な審議事項は、以下の通りである。

- 1) 溶接せん断補強筋検証試験の妥当性
- 2) 溶接せん断補強筋製造品質管理の妥当性

技術評価の経過

2022年3月11日開催の第53回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記)において申込者提出の技術資料に対する指摘事項を、事務局が確認することとした。事務局は、本委員会での指摘事項を踏まえ修正された技術資料を確認し、結果を2022年6月24日開催の第54回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上